



令和6年
12月号

広報

ひらた

鳥栖警察署
平田駐在所
向井英和

冬

交通安全県民運動

令和6年12月11日(水)～12月20日(金)

～やめよう！佐賀のよかろうもん運転～



運動の重点項目

- ① 横断歩行者をはじめとした歩行者の保護
- ② 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

◇自転車等ヘルメット着用の徹底

自転車や特定小型原動機付自転車を利用者する方は、ヘルメットの着用が努力義務となっています。全国での自転車事故のヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2倍となっており、ヘルメット着用は大きな被害軽減効果があります。

交通事故から大切な命を守るために必ずヘルメットを着用しましょう。

◇交通ルールの遵守

令和6年11月1日施行の改正道路交通法により、自転車の危険な運転に対しての罰則が整備されました。

対象となるのは、**自転車運転中のスマートフォン使用等の「ながらスマホ」と「酒気帯び運転」**です。

「ながらスマホ」は手で保持して、通話するだけでなく、画面を注視する行為も対象となります。

「酒気帯び運転」は、運転行為のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供も対象となります。



12月10日から16日までは
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

平成18年6月、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

拉致問題を風化させないため、理解と関心を持つことが大切です。

～拉致 必ず取り戻す～

マナーを守って正しい狩猟を

11月15日から狩猟期間に入っています。昨年、県内での事故の発生はなかったものの、全国では10件発生しました。

事故を起こした方の特徴としては、10名中7名が60歳以上の方であり、このうち5名が猟銃等の所持歴が20年以上の方となっています。

このほか、猟銃等に係る違反が全国で207件発生しています。